

# 不動産に関する各種契約における留意点 —民法改正を踏まえて—

不動産に関する契約は、一般に重要な財産に関連する契約であり、また、関係当事者が多数にのぼることが少なくないため、各種雛形が整備されている分野ではあります。しかしながら、雛形をそのまま適用すると思わぬ落とし穴があったり、また、2020年4月1日から施行される民法（債権法）の改正にも対応する必要があります。

本セミナーでは、売買契約、賃貸借契約、建築工事請負契約、管理業務委託契約等を題材に、契約締結前の交渉段階から、契約の履行に至るまでの実務上の留意点も踏まえ、実際に契約書をつくりあげていく上で必要な知識と、交渉のコツについて、わかりやすく説明します。

講師は、当事務所所属弁護士の**浦田 和栄、田上 洋平、加藤 明俊**が担当いたします。

◆日時 平成30年4月17日（火） 15:00～17:00

◆場所 弁護士法人関西法律特許事務所 大阪事務所 会議室  
大阪府中央区北浜2-5-23 小寺プラザ11階

◆参加費 無料

◆対象 契約法務担当者

◆定員 30名（先着順・定員に達し次第、締め切らせていただきます）

◆申込方法 FAX（下記申込書に記載）又は電子メール（info@kansai-lp.com）にてお申し込みください。

## ◆個別相談会のご案内

なお、セミナー終了後、個別のご相談に応じさせていただく無料相談会を開催させていただきます。相談会に参加ご希望の方は、あわせてその旨御連絡願います。

◆お問合せ先

弁護士法人関西法律特許事務所（田上[たのうえ]）TEL 06-6231-3210

参加申込書：FAX 06-6231-3377 ※お一人ずつお申し込みください。切り取らずこのままFAXして下さい。

ご参加者氏名		御社名 部署・役職	
電話番号		FAX番号	
e-Mail		相談会参加ご希望	有・無
ご住所			